

臨時休業について

1 始業前

- (1) 午前6時30分に下記の①・②のいずれかが生じている場合は「臨時休業」とする。
- (2) 午前6時30分では警報が発令されていなかったが始業時刻（午前8時35分）までに下記の①・②のいずれかに該当する場合は「臨時休業」とする。

- ①豊岡市に気象警報（暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪）が発令された場合
- ②交通機関（全但バスとイナカー）が全面的に途絶した場合

- (3) 次の場合は原則として授業を実施し、通常通学経路で登校不可能の生徒および該当地域に居住する生徒は、公欠扱いとして自宅学習を行う。
 - ①交通機関の一部が途絶した場合
 - ②その他一部地域で不測の事態が生じた場合
 - ③養父市、朝来市に気象警報（上記）が発令された場合

2 始業後

豊岡市に気象警報が発令された場合は、校長の指示に従って行動する。

3 その他

緊急の措置については教頭、総務部長、教務部長、生徒指導部長が協議し、校長の決裁を経て、緊急連絡メールやホームページで連絡する。